

長崎明誠高等学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針

「いじめは絶対に許されない」という信念のもと、自己を尊重するとともに他者の存在や権利について尊重できる生徒の育成に努める。

いじめ対策委員会

「本校教職員」○校長 ○教頭 ○保健相談主任 ○生徒指導主任 ○教務主任 ○学年主任
○特別支援教育コーディネーター ○養護教諭 ○関係クラス担任 ○関係部顧問
「外部専門家及び地域関係者」（必要に応じて参加）
○スクールソーシャルワーカー ○医師 ○PTA役員 ○学校評議員 ○民生委員等

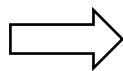
PTA及び関係機関等との連携

日頃よりPTA総会や学年PTA、評議員会等でもいじめ防止の呼びかけを行い、事案によってはPTAや関係機関（県教育委員会・警察・福祉事務所等）と協議し、連携していく。

いじめの防止について

授業・特別活動・部活動等を通じて

- ①生命観や人権意識の育成
- ②倫理観や規範意識の育成
- ③自主性や協調性の育成
- ④コミュニケーション能力の育成



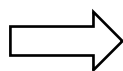
いじめを許さない
いじめを生まない学校づくり

- 1 「長崎明誠オンリーワン活動」により、上級生が下級生を指導し見守る気風を育てる。
- 2 「長崎っ子の心を見つめる教育週間」やいじめ防止の標語の作成等、人権教育の機会を生かし、人権意識や生命観等の醸成をはかる。
- 3 PTA総会や学年PTA等、連絡・協議の場を確保し、積極的な連携をはかる。
- 4 保護者参画行事を推進し、生徒の学校生活の様子を伝える。
- 5 生徒の地域行事への参加を促し、地域の大人とのふれあいの場を増やす。

いじめの早期発見について

日常における丁寧な生徒理解・・・小さな兆候・生徒の発するサインを見逃さない。

- ①生徒の表情や行動の変化
- ②欠席・遅刻の増加や容儀の変化・・・等



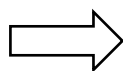
職員間、保護者との綿密な情報交換

- 1 「意識・悩み調査」により、生徒および保護者が抱えている問題や悩みの把握に努める。
- 2 校内での教育相談やスクールソーシャルワーカーとの連携により、生徒個々人の問題の把握に努める。
- 3 「生徒情報交換会」や担任会等を通して、職員間で生徒の情報を共有する。

いじめに対する措置について

初期の発見と対策が必要

いじめ（および疑わしき行為）を目撃



どう行動し、対処するか
すべての職員が把握しておく

- 1 いじめを目撃した場合は、すぐに声をかけ、やめさせるとともに、教頭・生徒指導部主任・保健相談部主任等に連絡する。
- 2 問題を担任のみが抱え込まないように、「いじめ対策委員会」として組織的に対応する。
- 3 いじめを報告してきた生徒、いじめられた生徒の安全を確保するとともに、いじめた生徒や目撃した生徒からの正確な情報取得・確認をおこなう。
- 4 生徒の家庭への連絡を迅速に行うとともに、場合によっては関係機関と連携して対処する。